

通信



久慈市山形町小国内間木洞

目 次

- 表紙写真 1 P
- 小さくても光り輝く地域からの発信 2 P
「減反請負会社 200h a 農場」 (株)アグリ盛岡 代表 藤原 一夫 さん
- 建国記念の日を考える市民のつどい 3 P～7 P
演題「私たちの暮らしに憲法を生かそう～立憲主義の観点から「自衛隊明記改憲論」を考える～」
講師 岩手大学人文社会科学部教授(岩手地域総合研究所理事) 横山 英信 さん
- 2040問題とは その1 岩手地域総合研究所事務局長 小松 勝治 さん 7 P～8 P
- 「地名の話 11」 高橋 宏寿 さん 8 P
- 事務局だより

NPO法人
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール
Tel・Fax:019-624-6715
メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

小さくても光り輝く地域からの発信

「減反請負会社200ha農場」

(株) アグリ盛岡

代表 藤原一夫 さん

昔から農政はコロコロ変わり、安定した営農活動が難しい産業であります。

国の水稻減反面積割当が増加する中、個々の転作は、大半が販売に結び付かない捨て作りか水張り減反でした。

平成12年から20ha以上の減反面積に転作をした場合、国からの交付金が支払われることとなり、地区において数度の話し合いの結果、「生産組合」を立ち上げ、共同作業で統一した作付け、管理、交付金受領と参画者への配分で大変喜ばれました。

そこで同じような組織が4地区に発足して5年後の平成18年6月に、太田、厨川と本宮、東部地区の一部をエリアとした「株式会社アグリ盛岡」を設立しました。

株主は、JAと各組織代表で構成し、事務担当をJAに委託(事務委託料負担)してお

ります。

また、JAを役員に迎えたのは、事務の円滑化と融資、乾燥調製施設利用全農販売による代金の安全安心化、行政からの一括受領と配分、それに栽培管理や資材の統一によるコストの低減などのためであります。

平成19年産集積面積は、小麦44ha、大豆60haで収穫を終え、地域の耕作放棄地や遊休農地は大幅に減少し、更に減反の水田を貸しただけで配分が10aあたり、3万5千円も貰えると感謝され、今では受託面積、



利用権設定面積を合わせて、193haとなり、米価安定化に寄与しております。しかし、作業組合の各生産組合の作業員も高齢化が進行しております。

また、経営の高度化を図るため、生産物活用等の問題で進展しておりません。

さらに、農業者の高齢化に伴い米作りを辞

めたいのでアグリ盛岡で作ってほしいなどの相談が相次いでおり、喫緊の課題として早急に対応しなければと考えております。

この様に、広域に亘っての特定作物に特化した組織を維持拡大することは、地元農業者の協力なくしては展開できません。

地元農家が保有するトラクターや、草刈、播種、刈取り作業などへの出役により雇用も図られ維持できるのであります。

(株)アグリ盛岡の経営概要

代表 代表取締役社長 藤原一夫

設立 平成18年6月

所在地 盛岡市上太田宇上野屋敷2-1(J

A岩手中央太田支所内)

株主 5人(JA各生産組合代表)

資本金 100万円

経営規模 30年度 小麦102ha、大豆

91ha(28年までソバ2ha)

施設機械

大型コンバイン3台、乾燥機2基、

大豆選別選粒機1台、乗用防除機6

台、播種機8台は各生産組合所有を

利用、小麦乾燥はJAライスセンタ

ー委託、耕起は基本的に地権者に委

託

建国記念の日を考える市民のつどい

二月一日10時30分からサンビル7階ホールで「安倍9条改憲NO!全国市民アクション岩手の会」主催による建国記念の日を考える市民のつどいが開催されました。以下講演の模様を事務局でまとめたものを報告します。

演題

私たちの暮らしに憲法を生かそう

〈立憲主義の観点から「自衛隊明記改憲論」を考える〉

講師 岩手大学人文社会科学学部教授

(岩手地域総合研究所理事)

横山 英信 さん

はじめに



私は人文社会科学学部で農業経済論を担当しております。今日は憲法の話というのですが、憲法や法学が専門ではございません。ただ、この間、岩手の大学人で安保法制、戦争法の反対運動や9条改憲

の反対運動を行うなかで、それなりに勉強はしてきたということで、今後改憲阻止の運動を進めていくために、最低限押さえるべきポイントかなと考えていることをお話しさせていただければと思っております。

1、この間の安倍政権の特徴と自衛隊明記改

憲論

(1) 安倍政権の「反知性」「非論理」

この間の安倍政権の特徴と自衛隊明記改憲論からお話をスタートさせていただきます。

2012年12月に安倍政権が発足してから、ともかくにもひどい法案が通ってきているということ、特定秘密保護法から始めて、戦争法、共謀罪、カジノ、高度プロフェッショナル、さらには水道民営化、私の専門の農業でいうと、TPP11や日本とオーストラリアのEPA、EUとのEPAということ

で、日本の農業や国民生活にとって大きな経済的な意味だけではなく、政治的な意味も含めて重大な法案が通ってきているだろうと思っております。その延長線上に自衛隊明記改憲論というのを捉えなければならぬと思っております。

私は安倍政権を二言でいうと、反知性、非論理、おそらく、これで言い尽くせるのではないだろうかと思っております。つまりごまかし、

すりかえ、隠蔽、改ざん、不当な人事介入などなど、今、毎月勤労統計の問題が問題になっておりますが、その前はモリカケ問題がございました。さらに、自衛隊のサマワでの日報の隠蔽問題もありました。そこでは、戦闘を衝突と言ひ換えるというようなごまかしもございましたし、オスプレイについても、墜落したのに不時着だといったことがありました。日本とアメリカのFTA(自由貿易協定)、これも自由貿易協定ではなくて、TAG(物品貿易協定)だ、だからFTAではないというようなごまかしをしているということです。いずも型護衛艦の空母化についても、これも空母ではなくて多用途運用護衛艦と言うようですが、こういうように言い換えています。

さらに、農業分野でひとつ、この間安倍政権が誇っている農産物輸出について、簡単にいうと、安倍政権は日本の農産物輸出が伸びていると言っているのですが、外国から輸入している原料を使って日本国内で加工して、それを外国に輸出している。結局日本国内の農業には何のプラスもないわけですね。にもかかわらず、日本国内で作られたから国産品だ、農産物だ、食料品だということが増えています。増えている大きな原因は、円安ということもあるのですが、ここでも安倍政権のすりかえが見られるということで、あらゆる分野で

よくない状況が始まっていると思っております。

(2) その延長線上にある「自衛隊明記改憲」

そして、自衛隊明記改憲論は、その延長線上にあるということです。安倍改憲には反対という意見は圧倒的多数だと思えますが、自衛隊明記だけに限定すると、自衛隊明記改憲反対と賛成が拮抗するという状況があるのも確かだろうと思っております。9条明記が一体



何を意味するのかというところが、少しずつ知られるようになっていきますが、まだまだ国民の中に浸透していかないのが実情ではないかと思っております。

2 憲法9条をめぐる現実にも拘わらず9条が果たしている役割

9条をめぐる現実の下での9条の実際的役割

憲法9条は申し上げるまでもなく、戦争の放棄、戦力及び交戦権の否認を打ち出したも

のですが、しかし、この下でも現実には世界有数の軍事力を有するまでになった自衛隊が存在します。現在防衛費はすでに5兆円を超えております。しかし、そこで考えなければならぬのは、日本を取り巻く国際的緊張があるのはご存知のとおりです。それは、在日米軍基地がアメリカの出撃基地になっているうえに、自衛隊と米軍との一体化が進んできているという、日本自身がつくり出している要因によっても引き起こされていることにも目を向けなければならぬだろうと思えます。しかし、そういう現実の中でも9条によって自衛隊の活動を専守防衛の範囲に止めてきたことは、日本がアメリカの戦争に直接参加することを防ぎ、日本を取り巻く国際的緊張を抑制する役割を果たしてきたと見ることができるところということなのです。

それによって全世界の信頼を勝ち得るといふ役割を果たしているのだらうと思っております。

しかし、2015年9月の戦争法(安保法制)の成立で今後は不透明な状況になっているということなのです。

3 自衛隊を語る際の留意点(改憲派のごまかしを意識する必要)

次に、自衛隊を語る際の留意点(改憲派の

ごまかしを意識する必要ということで、自衛隊に対する評価というのは、私は必ずしも低くはないだろうと思っております。率直に災害時の自衛隊のみなさん方の努力には敬意を表したいと思っております。ただし、我々が9条改憲で問題にする自衛隊というのは、そういう側面の自衛隊ではないということです。つまり、軍事力の側面としての自衛隊だということなのです。ここを論理的にもきちんと分けて私たちは押さえておく必要があるだろうと思えます。

4 「個別的自衛権」と「集団的自衛権」

(1) 国連憲章は、国家による武力行使・武力による威嚇を違法としている

次に、個別的自衛権と集団的自衛権というところに入ります。

まず、一番おおもとにあるのは国連憲章ですが、国連憲章は、国家による武力行使・武力による威嚇を違法としています。これは国連憲章の2条4項で規定されています。しかし、こういう国連憲章で武力行使・武力による威嚇が禁止されているにもかかわらず、戦争を仕掛ける国が出てきたらどうするんだという問題が確かに生じます。それに対しては、集団安全保障、みんな戦争をしようとする国を様々な形で封じ込める。非軍事的措置という

のは経済制裁が典型的なものとして挙げられると思いますが、そういう措置をとる。

さらにその措置で不十分な場合は、安全保障理事会の判断に基づいて軍事的措置をとることができるといようにしております。これが、国連憲章の42条です。ですので、国連憲章でも、戦争を仕掛ける国が出てきても、まずは非軍事的措置で対応しなさいと、それです。どうしても合わない場合は安保理事会の了承を経たうえで初めて軍事的措置をとることができるといようにしているということです。

安保理の決議を基にした国連の軍事的措置が間に合わない場合にどうなるかということ、そのときに初めて国連憲章第51条で規定されている、個別的または集団的自衛権を行使することができるということになるわけです。つまり、個別的自衛権なり集団的自衛権というものは、本当に最後の最後的手段ということで、国連憲章の精神に照らしてもそんなに容易く行使することができないものにはなっていないということもご確認いただければと思います。

(2) 大国の侵略戦争の口実として使われてきた「集団的自衛権」

個別的自衛権と集団的自衛権ですが、この

二つはまったく違うことです。まず個別的自衛権ですが、自国が他国から武力攻撃を受けた際に、自国を防衛するために武力行使をもってこれに反撃する権利だということです。それに対して集団的自衛権というのは、自国と密接な関係にある他国が武力攻撃された際、自国が攻撃されていないにも拘わらず、自国に対する攻撃と見なして、共同で武力行使をもって反撃する権利ということで、自分の国が攻撃されたから反撃するのではなく、自分の国とかかわりのある国が攻撃されたから自分も一緒にやってその戦争に加わるというもので、自国防衛とは無関係な他衛権とも言うべきものだろうと思います。

歴史的にも集団的自衛権というのは大国の侵略戦争の口実として使われてきたということです。

5 集団的自衛権をめぐる憲法解釈

集団的自衛権の行使を基礎づける憲法の条文は見当たらない

次に、集団的自衛権をめぐる憲法解釈です。憲法学者はほぼ一致して違憲と言っています。なぜかという点、集団的自衛権の行使を基礎づける憲法の条文は見当たらない。個別的自衛権であれば前文であるとか13条を用いて個別的自衛権を論拠づけることができまし

たが、自分が攻撃されていないのに自分と密接な関係がある他国が攻撃されたときに乗り出すということを正当化する条文は憲法の中に見当たらないということです。

しかし安倍政権になって大きく変わろうとしている、言うまでもなく、大きな転機は戦争法(安保法制)ということです。

6 「自衛隊明記」改憲の問題点

(1) 明記されるのは、集団的自衛権を行使できるようになった自衛隊

それでは以上を踏まえて、自民党、安倍政権が狙おうとしている自衛隊明記、改憲の問題点は何だろうか、ここについて見ていきたいと思います。安倍首相は、自衛隊が違憲だという憲法学者の声がある中で、自衛隊員がかわいそうだ、自衛隊員が誇りをもって働けるようにするために憲法に明記すべきだというようなことを言っているわけです。非常に情緒的なものですが、自衛隊が憲法に明記されれば、私は自衛隊の方々は大変な悲惨な目に、そういう立場に立たされると思っております。安保法制が通ってしまつて集団的自衛権を行使できるように自衛隊がなった下で、その自衛隊が憲法に明記されるということは、明記されるのは個別的自衛権の範囲でとどまっている自衛隊ではなくて、集団的自衛権を

行使できるようになった自衛隊ということになるわけです。さらに、集団的自衛権の行使の要件が非常にあいまいだ、存立危機事態が法律用語としての体を成していない。ここで自衛隊が明記されてしまえば、自衛隊は何でもかんでもできることになってしまうということです。

(2)「9条の2」追加をめぐる問題

次に、「9条の2」追加をめぐる問題です。我々が昨年の2月に出したアピールでは、9条第3項という形で自衛隊明記の一言を付け加えるということが言われていましたので、アピールのほうでそのような書き方をしていますが、現段階では9条1項・2項をそのままにして、9条の2という形で自衛隊を明記することが言われています。ですので、これからの私たちの一番注目すべきところは9条の2ということになるわけですが、率直に申しまして、どういう書き方をしても危険な性格は拭えないだろうというように考えます。

まず、漠然と自衛権を9条1項・2項にかかわらず急迫不正の侵害に対してわが国は自衛権を有するという書き方を例えた場合に、これは非常に危険だということです。つまり、先ほどの砂川事件の最高裁判決を都合のいいように自民党が使ったわけですが、それと同

じことが起きるといことなので、単に自衛権と書けば個別的自衛権に加えて、当然集団的自衛権も入るでしょうということになるだろうということですね。国会審議の中で仮に憲法の改正問題が俎上に上って発議になるかもしれないというときの国会審議では、なるべくここは避けるでしょう。しかし改正されてしまったあとで、自衛権は集団的自衛権が含まれていますよと、あとから言い出すに決まっているということですので、この自衛権という書き方はとても危険だということです。

あと、自衛権に何も触れず自衛隊の存在のみを記するのも危険です。1項・2項にかかわらず急迫不正の侵害に対応するために自衛隊をわが国は有するという書き方をしたとする。この場合の自衛隊は何ができる組織なのか触れられてないわけですね。だから、この自衛隊は安保法制の下で集団的自衛権を認められた自衛隊だから、憲法が改正されて国民のみなさんが認めただから自衛隊は外に出られないでしょう、海外に行って戦争できるでしょうということになるだろうということですね。

さらに、多くの憲法学者や法律家の方が言うていらっしゃいますが、後法は前法に優るといことですね。9条1項・2項があるので、3項がどんな書き方をしても、とにかく軍事力は持てないんだ、交戦権を否認している

んだ、だから1項・2項で何とか保てるんじゃないだろうかとというように期待する向きもあるようですが、後法は前法に優る。つまり、あとでできた法律や憲法の条文は、先にできた法律や憲法の条文を優越するという法律の大きな原則がありますので、9条の2なり以前言っていた9条の3項なりが書かれてしまえば、1項・2項の効力をまったく無視することはできないにしても、従来と同じように1項・2項があるでしょうということで、日本の自衛隊の海外での活動を制限することはかなり難しくなるだろうということです。これは、やはり見ておかなければならない、そうすれば9条は平和外交宣言としての意味も失われますし、国際的緊張を自ら一層招くことになりかねない。

さらに立憲的改憲論というのを立憲民主党の山尾志桜里さんが最近言われていますし、あちこちのシンポジウムでも出ていってお話をされているようですし、この前、新書版も出たようです。しかし、この立憲的改憲論、つまり9条というのはボロボロになっているので、新たに自衛隊がここまでできるといようなことを明記して、それ以上は自衛隊を認めないということ、日本の軍拡を防ごうという主張。これはそれなりに良心的な思いから出ているのがよくわかりますし、その思いとい

うのは理解することができているのですが、これは長谷部恭男先生が言っているらしいのですが、いくら立憲的改憲論でいろいろできること、ポジティブリストを並べても、これはあくまでひとつの参考ですよということ、これを参考にして、これもできます、これもできますということ、これを絶対に出すに決まっている。だから明記の範囲内に自衛隊の活動をとどめるといふ主張は非常に危険だということをおっしゃっています。おそらく、そうだろうというように思っております。

(3) 自衛隊合憲説に立つ場合でも自衛隊明記反対の立場は極めて重要

自衛隊合憲説に立つ場合でも自衛隊明記反対の立場は極めて重要だということなのです。戦争法Ⅱ安本法制下での自衛隊明記であることを改めて確認する必要があるということです。自衛隊合憲説に立つ場合でも、自衛隊を明記しないことは重要な意味を持つということ、これは自衛隊合憲論の立場に立っている早稲田大の長谷部先生がおっしゃっていることなのですが、「出発点はゼロ」つまり、憲法の1項・2項を素直に読めば軍事力を持ってないということになっている、自衛隊も持てないということになっている。しかし長谷部先生に言わせれば、前文13条との関係で、

だから自衛隊は必要なんだ、だけでも個別的自衛権しか発動できないんだという論理になるということ。おわりに

おわりに

おわりに自衛隊明記改憲阻止運動がめざすべきものです。9条の理念を維持し現実をこれに近づける。立憲主義、法の支配のこれ以上の破壊を許さず、これらを回復させる。自衛官・国民の生命・自由・幸福追求の権利を守る。安本法制を廃止する。3000万人署名の意義については、やはり、この間の世論調査を見ていると我々の側がだんだん彼らを追い詰めているという側面も確かに見られますので、大いに進めていく必要があるだろうと思っております。以上で私のお話を終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。(文責: 研究所事務局)

2040問題とは その1

みなさん、「2040問題」という言葉は聞いたことがあると思いますが、「その中身はどんなものですか」と問われると、返答に窮するのではないのでしょうか。私もその一人です。

まず、出所はどこかと言うと、総務省に設置された「自治体戦略2040構想研究会」が2018年4月に第1次報告書、7月に第2次報告書を公表しました。そこで、「迫りくるわが国の内政上の危機」と言われるものが2040年問題と言われ、その対応策が「自治体戦略2040構想」というものです。

「迫りくる危機」などと聞くとおどろおどろしい感じですが、中身は端的に言うとも、少子高齢化が更に進み、このままでは地方の自治体や行政が成り立たなくなると共に、東京都など三大都市圏でも近隣自治体との連携なしには成り立たなくなる、としています。

日本では2008年に人口が約1億2800万人でピークになり、人口減少が進んで2040年には約1億1000万人になる予想です。その時、65歳以上の高齢者は3920万人となり、現役世代1.4人で一人の高齢者を支えることになると言われていました。

これらの危機を第1時報告書では①若者を吸収しながら老いていく東京圏と支え手を失う地方圏②標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全③スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ、と提起しています。

東京は一極集中が進み、地方から若者が流入するが、出生率が最も低く少子化が急速に進む。同時に高齢化も顕著となり、元々地域の

繋がりが弱いことから共助が機能しない。地方は製造業が衰退し、サービス移入に伴う資金流出が常態化する。人口減少や高齢化が著しい中山間地域等では集落機能維持が困難になる。

2040年にかけて生産年齢人口の減少が加速する。世帯主が雇用者として生活給を得る従来の世帯主雇用モデルは成り立たない。団塊ジュニア世代は就職氷河期の世代であり、平均給与額が低く、無業者・長期失業者の割合も高い。この世代の高齢化が社会全体のリスクになりかねない。地方における18歳人口の減少は地方の大学数の減少につながり高等教育を受ける機会の喪失につながる。

高度経済成長の中で、インフラ整備が進められてきた。しかし、人口減少の急速な進行に伴い「都市のスポンジ化」が顕在化している。この状態が続けば、加速度的に都市の衰退を招く。また、インフラの老朽化が進み、このままでは今までどおり維持・管理し続けることは不可能となる。以上の様な状況を「迫りくる危機」として第1次報告書では羅列していません。今回は第2次報告書の「対応策」とその問題点を考えてみます。

(文責 事務局 小松 勝治)

地名の話—11

高橋 宏 壽 さん

【井戸尻】桜町字本町

『宮本常一著作集7』の井戸の話です。

村をつくるために、水がどんなに大切なものであったかは、広く各地をあるいてみるとよくわかります。井戸をほることが上手になって、どこでも井戸がほられるようになると、村はどこにでもつくられますが、それまでは、流れのあるところ、水のわき出ているところでないとな家はつくれなかったのです



私も紫波

町吉水で井戸水の話を書きました。この辺はどこを掘ってもいい水が湧きませんので、金気臭くした。金気臭くても飲めるような水ではないのです。私は十八で嫁にきましたが、朝の暗いうち、上流の上松本で洗いのをする前、家の脇をながれるセキ(小川)から飲み水を汲み、水甕ミズがをいっぱいにすることでした。

内城弘隆さんの『日詰の井戸ものがたり』に

お知らせ

NPO法人岩手地域総合研究所は今年9月で設立10周年を迎えます。これを記念し、講演・総会・レセプションパーティーを行います

日時：2019年6月23日(日) 13:30~
場所：マリオス18階181会議室(盛岡駅西口)
内容：

- ①記念講演 (13:30~15:00)
「縮小社会における地域生活
~2040問題とはなにか~」(仮)
- ②通常総会 (15:00~16:00)
- ③レセプションパーティー (16:15~18:30)
マリオス4階 濱野井(会費4000円)

も日詰町の中心部に豪商たちが集まったというより、習ナリ町から橋本にかけて良質の水が確保できるこの地区に店を構え、そこが町の中心になったといえるのではないかとありました。屋号井戸尻家は桜町通りに沿う井戸のならばの終わりのところでした。筆者略歴 昭和三五年岩手大学学芸学部卒 安代町・盛岡市・花巻市の小学校に勤務、平成九年退職する。